

令和元年度奈良県喀痰吸引等研修（第三号研修）募集要項

令和元年 7 月 5 日

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

1. 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、同法施行規則別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を実施します。

2. 実施主体

奈良県（担当：福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課）

（業務委託先：公益財団法人介護労働安定センター奈良支所）

3. 受講対象者

(1) 基本研修及び実地研修の受講対象者

ア 本研修を未受講で、初めて喀痰吸引等の行為を行う予定の介護職員等

イ 本研修を未受講の経過措置適用者で、同一類型に属さない行為（経過措置適用外の類型の行為）を行う予定の介護職員等

（例：口腔内吸引→胃ろうを追加、経鼻経管栄養→口腔内吸引を追加等）

(2) 実地研修のみの受講対象者

ア 本研修を受講済で、利用者又は行為の追加を行う予定の介護職員等

イ 本研修を未受講の経過措置適用者で、利用者の追加を行う介護職員等

ウ 本研修を未受講の経過措置適用者で、同一類型に属する異なる行為を追加で行う予定介護職員等

（例：口腔内吸引→鼻腔内吸引を追加、経鼻経管栄養→胃ろうを追加等）

(3) 受講要件

以下のア、イ、ウのいずれの要件も満たす者を受講対象者とします。要件を満たしていることが確認できない場合、受講はできませんのでご注意ください。

ア 在宅の利用者（ALS 等の重度障害者、療養患者等）に対する喀痰吸引等を実施する予定が現にある訪問介護事業所又は居宅介護事業所の介護職員等、特定の対象者に対して喀痰吸引等を実施する予定が現にある特別支援学校の教員又は保育士等であること。

イ 実地研修の実施に当たり、以下の①～③の要件を整えていること。

① 平成 23 年度に厚生労働省が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）」、又は平成 24 年度以降奈良県が実施する「喀痰吸引等指導者養成事業（特定の者対象）」の自己学習を終えた指導看護師等を確保していること。（又は確保の見込みがあること。）

② 医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できていること。

③ ②の管理体制の下、実地研修における以下の規程整備がなされていること。

・書面による医師の指示。

・利用者（利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等）の書面による同意承認。

・事故発生時の対応（関係者への報告、利用者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）

・利用者又はその家族等の秘密の保持。

・利用者ごとの個別具体的な計画の作成。

・利用者ごとの喀痰吸引等についての技術の手順書の作成。

※③については、参考様式を奈良県長寿・福祉人材確保対策課のホームページ

ジに掲載しています。(本募集要項 6. (2) 参照) ウ 実地研修における事故についての損害賠償保険に加入していること。 ※既に事業所が加入している保険で、実地研修における事故が保障されるものであれば新たに加入する必要はありません。(保証内容については各事業所から保険会社へご確認ください。)
--

4. 研修内容

(1) 介護職員等が行うことが許容される下記の医行為の範囲で、利用者の必要な行為について研修を実施します。

(※基本研修においては、下記すべての行為について研修を実施します。)

ケアの種類	医 行 為 の 範 囲		
喀痰吸引	口腔内	鼻腔内	気管内カニューレ内部
経管栄養	胃ろう又は腸ろう		経鼻

※胃ろう、腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認については、介護職員等を指導する保健師、助産師、看護師が行います。

(2) 研修課程

基本研修(講義・演習)の内容及びカリキュラム

科 目	中項目	時間割
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等	3
喀痰吸引等に関する演習	・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻)	1

実地研修の内容

口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価(所定の判断基準)において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

※実地研修の実施は、基本研修を修了した介護職員等が対象となります。

5. 研修日程、募集定員、申込期間等

(1) 基本研修

ア 第1回【定員：40名】

申込期間：令和元年7月5日（金）～令和元年7月19日（金）※必着）

	日 程	会 場
講義及び 筆記試験	令和元年8月19日（月） 受付開始 9:00 終了時間 18:30	奈良県社会福祉総合センター 中会議室 住所：橿原市大久保町 320 番 11 TEL：0744-29-0111
演習	令和元年8月28日（水） 午前の部受付開始 10:00 終了時間 12:00 午後の部受付開始 13:00 終了時間 15:00	奈良県介護実習・普及センター 介護実習室 住所：磯城郡田原本町大字多 722 番地 TEL：0744-32-8848

イ 第2回【定員：40名】

申込期間：令和元年8月14日（水）～令和元年9月13日（金）※必着）

	日 程	会 場
講義及び 筆記試験	令和元年10月11日（金） 受付開始 9:00 終了時間 18:30	奈良県社会福祉総合センター 研修室 A 住所：橿原市大久保町 320 番 11 TEL：0744-29-0111
演習	令和元年10月16日（水） 午前の部受付開始 10:00 終了時間 12:00 午後の部受付開始 13:00 終了時間 15:00	奈良県介護実習・普及センター 介護実習室 住所：磯城郡田原本町大字多 722 番地 TEL：0744-32-8848

ウ 第3回【定員：40名】

申込期限：令和元年11月14日（木）～令和元年12月13日（金）※必着）

	日 程	会 場
講義及び 筆記試験	令和2年1月15日（水） 受付開始 9:00 終了時間 18:30	奈良県社会福祉総合センター 中会議室 住所：橿原市大久保町 320 番 11 TEL：0744-29-0111
演習	令和2年1月23日（木） 午前の部受付開始 10:00 終了時間 12:00 午後の部受付開始 13:00 終了時間 15:00	奈良県介護実習・普及センター 介護実習室 住所：磯城郡田原本町大字多 722 番地 TEL：0744-32-8848

（応募者数が定員を上回る場合は、受講いただけない場合がありますので、予め、ご了承願います。）

(2) 実地研修

申込期間：随時受付（令和2年2月28日（金）当課着信分まで）

研修の受講者の所属事業所において、喀痰吸引等を行う利用者及び指導看護師等と調整を行った上で、実地研修実施計画書（別紙様式2）を作成し、その内容に基づいて実施してください。

なお、実地研修は、令和2年3月31日までに修了できる見込みであることが必要です。

※実地研修は、利用者ごとにそれぞれの行為について実施する必要があります。

【例：利用者Aさんに対して、口腔内の吸引の実施を希望する場合】

- ・ Aさんに対する口腔内の吸引を行うことに特化した実地研修を行うため、実施研修を修了した場合も、Aさん以外の利用者に対しては口腔内の吸引を実施できません。
- ・ 同じ口腔内の吸引であっても、別の利用者に行う場合は、新たにその利用者に対して実地研修を行う必要があります。（別途受講申込が必要です。）

【実地研修実施の手順】

①指導看護師等の確保

- ・ 実地研修の指導・評価に当たる指導看護師等を確保してください。
- ・ 指導看護師等になるには、所定の自己学習（本募集要項 3. (3)イ①参照）を終えていることが必要です。
- ・ 指導看護師等就任届出書（別紙様式 3）により届出のあった指導看護師等は、本研修の講師として位置付け、実地研修の指導・評価に対して所定の謝金をお支払いします。

②日程の調整

利用者及び指導看護師等と調整の上、決定してください。

③必要書類の提出

本募集要項 6. (1)に記載の必要書類を提出してください。

6. 申込方法及び受講決定

(1) 申込方法

研修受講要件を確認したうえ、所定の申込書に必要事項を記載し、事業所が申込書を取りまとめて下記の宛先まで、特定記録郵便にて送付してください。

必要書類

ア 基本研修及び実地研修の受講希望者

- ・ 受講申込書（別紙様式 1）
- ・ 指導看護師就任届出書（別紙様式 3）
- ・ 損害賠償保険の証書のコピー
- ・ A4 サイズが入る返信用封筒（角形 2 号、受講決定通知送付用 120 円分の切手を貼付し、返信先を記載のこと。受講申込者 1 名につき 1 通必要。）

※切手貼付額については、郵便料金が改定された場合には、定形外郵便物（規格内）50g までの郵便料金となります。

- ・ 実地研修実施計画報告書（別紙様式 2）※基本研修演習日に提出

イ 実地研修のみの受講希望者

- ・ 受講申込書（別紙様式 1）
- ・ 指導看護師就任届出書（別紙様式 3）
- ・ 実地研修実施計画報告書（別紙様式 2）
- ・ 損害賠償保険の証書のコピー

(2) 様式のダウンロード

受講申込書関係様式、その他、医師の指示書、利用者の同意書、評価票（現場演習用・実地研修用）等の参考様式については、下記の奈良県長寿・福祉人材確保対策課のホームページからダウンロードしてください。

URL： <http://www.pref.nara.jp/item/160091.htm#itemid160091>

奈良県長寿・福祉人材確保対策課トップページ>介護職員等による喀痰吸引等の実施について（特定の者対象）>喀痰吸引等研修（第三号研修）基本研修の実施について

(3) 提出期限

本募集要項 5. 研修日程、募集定員、申込期間等に記載のとおり

【宛先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課 人材確保・育成係

・封筒の表に「第三号研修受講申込書」と朱書してください。

※申込みは、受講者が所属する事業所等の管理者が行ってください。

※受講申込後に変更が生じた場合は、直ちにご連絡ください。

(4) 受講者の決定

ア 基本研修の受講については、各回の申込期限までに当課に着信した受講申込分について以下のとおり受講決定します。

- ・第 1 回の受講者の決定：申込期間内に着信分
- ・第 2 回の受講者の決定：申込期間内に着信分及び第 1 回受講申込分で受講決定に至らなかったもの。
- ・第 3 回の受講者の決定：申込期間内に着信分及び第 1 回、第 2 回申込分で受講決定に至らなかったもの。

イ 基本研修の受講決定通知については、申込書に記載のある事業所あてに送付します。

なお、実地研修のみの受講については、受講申込書の着信をもって受講決定とします。

ウ 応募者数が各回の定員を上回る場合、受講いただけない場合がありますので予めご了承ください。

(5) その他

- ・受講決定は、受講申込に基づいて、受講者、対象とする利用者及び喀痰吸引等の行為を限定して決定します。
- ・受講申込に記載の無い(＝受講決定がなされていない)利用者又は喀痰吸引等の行為については、実地研修を実施することはできません。

7. 研修の修了

(1) 基本研修の講義部分について知識が修得されていることが筆記試験により確認されるとともに、演習及び実地研修において評価基準を満たすことををもって修了とします。

(2) 研修を修了した受講者には、修了証を交付します。(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請にあたっての必要書類となります。)

※なお、基本研修の各講義における遅刻・早退等について、本研修の修了証を交付できない場合がありますので、予めご留意ください。

8. その他

- ・受講料は無料です。ただし旅費等は受講者負担とします。
- ・本研修で使用するテキストについては、奈良県長寿・福祉人材確保対策課のホームページ(下記アドレス)からダウンロードし、研修当日に各自お持ちください。

【令和元年度奈良県喀痰吸引等研修(第三号研修)テキストのダウンロード】

URL : http://www.pures.co.jp/h24_kakutan.html

※「指導者マニュアル」も同一ページに掲載されていますが、「研修テキスト」をダウンロードの上、お持ちください。

- ・昼食は各自手配してください。
- ・会場へは公共交通機関を利用してください。
- ・開始時間の10分前には、会場に集合してください。
- ・実地研修の実施にあたっては、万が一の事故等に対応できるよう、事業者において損害賠償保険に加入する等適切な体制を整備してください。

9. 問い合わせ

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

人材確保・育成係（担当者名：宮崎・林）

T E L : 0742-27-8039

F A X : 0742-26-1015